○国土交通省令第二十八号

国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百四十三条の九の規定に基づき、運輸安全委員会事務局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日　　国土交通大臣　石井　啓一

運輸安全委員会事務局組織規則の一部を改正する省令

運輸安全委員会事務局組織規則（平成二十年国土交通省令第七十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（国際渉外室、広報室及び会計室並びに企画官） **第二条**　運輸安全委員会（以下「委員会」という。）の事務局総務課に、国際渉外室、広報室及び会計室並びに企画官一人を置く。 2～7　（略） 8　企画官は、命を受けて、総務課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務に参画する。 （削る） （削る）	（国際渉外室、広報室及び会計室並びに企画調整官） **第二条**　運輸安全委員会（以下「委員会」という。）の事務局総務課に、国際渉外室、広報室及び会計室並びに企画調整官一人を置く。 2～7　（略） 8　企画調整官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。 一　委員会の所掌事務に関する基本的な政策についての企画及び立案並びに調整に関すること（国際渉外室の所掌に属するものを除く。）。 二　法令案の審査及び進達に関すること。

附　則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

○国土交通省令第二十九号

独立行政法人通則法第三十八条第一項及び第二項の規定に基づき、国立研究開発法人土木研究所の財務及び会計等に関する省令等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日　　国土交通大臣　石井　啓一

国立研究開発法人土木研究所の財務及び会計等に関する省令等の一部を改正する省令

（国立研究開発法人土木研究所の財務及び会計等に関する省令の一部改正）

第一条　国立研究開発法人土木研究所の財務及び会計等に関する省令（平成十三年国土交通省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（監査報告の作成） **第二条**　（略） 2　監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、役員（監事を除く。以下同じ。）は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。 一・二　（略） 3～5　（略） （財務諸表） **第八条**　研究所に係る通則法第三十八条第一項に規定する主務省令で定める書類は、独立行政法人会計基準に掲げる行政コスト計算書、純資産変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書とする。	（監査報告の作成） **第二条**　（略） 2　監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、役員（監事を除く。第九条第二項第一号ニを除き、以下同じ。）は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。 一・二　（略） 3～5　（略） （財務諸表） **第八条**　研究所に係る通則法第三十八条第一項に規定する主務省令で定める書類は、独立行政法人会計基準に掲げるキャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書とする。